

こども誰でも通園制度

こども誰でも通園制度 3つのポイント

こども誰でも通園制度って？

- ・0歳6か月から3歳未満の保育等に通っていない未就園のこどもが対象です。
- ・月10時間の範囲内で、保護者の就労要件等は問いません。



どんなことができるの？

- ・保育所の活動を通してこどもの成長を促すことができます。
- ・こどもの発達や気になることがある場合に、保育士から育児のアドバイスを受けることができます。

「一時預かり」との違いって？

- ・こどもの成長支援と保護者の育児に対する孤独感や不安感の軽減を目的としています。
- ・一時預かりには就労や病気等、利用にあたり、保護者の理由が必要ですが、こども誰でも通園制度では理由は問いません。

対象のお子さん

陸別町民で保育所等の施設に在籍していない0歳6か月から3歳未満のお子さん

実施施設

陸別保育所

所在地 足寄郡陸別町字陸別原野333-1

連絡先 0156-27-2256

実施日 月曜日～金曜日

実施時間 8:00～11:00

利用可能時間

お子さん1人につき1か月10時間

利用料金

無料

利用方法

- 1 申請書を保健福祉センター福祉担当に提出
- 2 陸別町による審査の完了後、認定通知書交付
- 3 保護者が保育所に連絡の上、事前面談を実施
- 4 事前面談終了後、保育所に利用予約をおこなう



利用にあたってのご注意

- ・保護者の就労要件は問いません
- ・事前面談の結果、保育所での受け入れが難しいと判断された場合は利用できない場合があります
- ・送迎は保護者の方が責任もおこなってください



陸別町保健福祉センター - 福祉担当
〒089-4312 陸別町字陸別東2条3丁目2番地
TEL0156-27-8001